

土地売買等届出書

佐賀県知事 殿

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地売買等の契約を締結したことについて、下記のとおり届け出ます。

記

届出年月日			
市町村名			
区 分	所・地・賃・借・他	単・団	
受付日・受理番号			
処理日・処理番号			

1.契約内容に関する事項

契約年月日		契約の種類	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☐ 信託受益権 ☐ その他[]	の ☐ 移転(☐ 設定)
届出人である権利取得者(譲受人)			契約の相手方(譲渡人)	
氏名(法人名)※1	共有者 外 名	国籍等※2	氏名(法人名)※1	共有者 外 名
(法人の場合の代表者名)			(法人の場合の代表者名)	
区 分 ☐ 個人 ☐ 法人			区 分 ☐ 個人 ☐ 法人	
譲受人住所※4		☐ 永住者又は特別永住者 ※3	譲渡人住所※4	
〒		業 種	〒	
電話番号		☐ 不動産業		
担当部署、担当者名等(法人、代理又は仲介の場合のみ記載)		☐ 建設業		
		☐ 金融保険業		
		☐ 製造業		
		☐ 商業		
		☐ 運輸業		
		☐ その他		
電話番号				
メールアドレス				

※1 法人の場合は、法人名及び代表者名を記載
※2 法人の場合は、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載
※3 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合(個人に限る)
※4 住所が海外の場合は国内の連絡先を別紙で提出

2.土地に関する事項

所在(市町村名、字及び地番等) 上段:登記簿、下段:住居表示	地目 上段:登記 下段:現況	契約面積 (㎡)	権利の移転等 の態様 ※5	共有持分 割合 ※6	対価の額 (円)	地代※7 (年額・円)
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計 筆 (上記を含む届出に係る土地の総筆数)		合 計			合 計	合 計

注)一筆の土地ごとに記載する。全ての筆を記載できない場合は、別途、上記項目について提出すること
注)契約書の内容から一筆ごとに各項目を記載できない場合は、現況地目ごとの単位でまとめて記載
(その場合でも、全ての筆について地番等の所在を記載)
注)面積、対価の額等を一筆ごと等に記載できない場合は、届出に係るものの合計のみを記載

※5 売買、売買予約、譲渡担保、交換、代物弁済等を記載
※6 共有の場合のみ、届出に係るものを記載
※7 地上権又は賃借権の場合のみ記載

3.土地の利用目的等に関する事項

単団の区分	区域区分等※8	利用目的(用途、工作物の規模等、当該土地の利用計画を可能な限り詳細に記載)	
☐ 単独の届出 ☐ 一団の土地(新規) ☐ 一団の土地(継続) → 前回の届出年月日	☐ 市街化区域 ☐ 非線引きの都市計画区域 用途地域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外		
現在の土地利用の状況			
		一体的利用を図る一団の土地の総面積 (うち、今後追加で買い進める予定の面積)	(備考)新たな土地利用に必要な個別法的手続状況等 ☐ 都市計画法 ☐ 農地法 ☐ 森林法 ☐ その他 (手続状況等)
利用現況の変更 ☐ 有 ☐ 無		㎡	㎡

※8 市街化区域及び非線引きの都市計画区域で用途地域が指定されている場合は用途地域を記載

4.土地に存する工作物等に関する事項

有無	種類・概要・規模・使用年数等	工作物等の解体予定
☐ 有		☐ 予定あり ☐ 予定なし
☐ 無		費用負担者 ()
土地の権利と併せた工作物等の権利移転の有無		工作物等の対価の額(税込み)
☐ 所有権 ☐ 賃借権 ☐ 信託受益権		
☐ 権利移転なし ☐ その他		円

5.その他参考となるべき事項

--

地方公共団体使用欄

--

個人情報の取り扱いについて

届出られた情報は、適正な土地利用の確保を図るため、土地の利用目的審査にのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

なお、届出書に記載された土地売買等の情報につきましては、国土交通省及び県土地利活用課で行っている地価公示や地価調査の資料として御本人の承諾があった場合に利用させていただきたいので、次のいずれかに○印を御記入ください。

利用することを承諾する

利用することを承諾しない

個人情報保護に関するお問い合わせは、
佐賀県県土整備部土地利活用課計画調整担当までお願いします。
電話：0952-25-7034(直通) tochirikatsuyou@pref.saga.lg.jp

佐賀県の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）
(<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy/>)

* 地価公示

地価公示法第2条の規定に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日における標準地の正常な価格を公示するものであり、一般の土地の取引価格の指標となるとともに、公共事業用地の取得価格算定の規準とされる等、適正な地価の形成に寄与することを目的としています。

* 地価調査

国土利用計画法施行令第9条の規定に基づき、知事が毎年7月1日における標準地の価格を調査し、その結果を公表するものです。国土交通省が行う地価公示とともに、一般の土地の取引価格の指標となるものです。